

議 第 14 号

物価高から国民生活を守るために消費税一律
5 %への引下げを求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣 宛 て
総 務 大 臣
財 務 大 臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

近年、生活全般で物価高騰が進み、昨年からの米価の急騰も加わって家計の窮迫に追い打ちをかける上、賃金上昇が物価上昇のペースに追いつかず、国民からは「もう節約する余地がない」といった悲鳴にも似た声上がる。

物価高に苦しむ国民を救う最も効果的な対策は、生活全般の商取引に課税される消費税の一律減税である。国はこれまで所得税及び法人税の減税により、富裕層及び企業を優遇してきた一方、消費税を段階的に引き上げ、低所得層からも搾取を続けて税収を確保してきた。社会保障の主要財源の消費税を減税すれば税収に大きな穴が開くが、好業績の企業には、数百兆円に上る内部留保を蓄える余力があり、法人税及び富裕層向けの所得税を見直すことで減収分を補うことができる。

最近の世論調査では、回答者の半数以上が消費税減税を求めていることから、低所得層ほど相対的に負担が重くなる現状に、国民がいよいよ耐え切れなくなっていることは明らかである。国が減税に踏み切れば、幅広い国民の負担軽減につながるほか、購買意欲の向上で経済の活性化も期待される。高い収益を誇る大企業及び富裕層に応分の負担を課して財源を確保する一方で、物価高による生活苦で、三度の食事にも事欠く低所得層からも満遍なく取り立てる過酷な税負担を減らすことが求められる。

よって、本県議会は、国会及び政府において、物価高から国民生活を守るため、消費税一律5 %への引下げを求めるよう強く要請する。